

(書式 3 - 3 - 7)

遺留分の放棄を許可する審判申立書

遺留分の放棄を許可する審判申立書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇家庭裁判所御中

本 籍 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号
住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号
申立人 〇〇〇〇
昭和〇〇年〇〇月〇〇日生

本 籍 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号
住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号
被相続人 〇〇〇〇
昭和〇〇年〇〇月〇〇日生

申立の趣旨

相手方が被相続人〇〇〇〇の相続財産に対する遺留分を放棄することを許可する旨の審判を求める。

申立の実情

- 1 申立人は、上記被相続人の長男であり、遺留分を有する相続人である。
- 2 申立人は、自営する小児科医院を開業するにあたり、被相続人から開業資金の援助を受けており、現在生活も安定している。
- 3 よって、申立人は被相続人の相続をする意思はないので、本申立に及んだものである。

添付書類

戸籍謄本（申立人）	1 通
戸籍謄本（被相続人）	1 通
住民票（申立人・被相続人）	2 通
財産目録	1 通

以上

解説

民法第1043条第1項に基づく相続開始前における遺留分放棄許可の申立である。申立人の申立により家庭裁判所が許可するか否かを決める。

申立権者は、遺留分を有する相続人である。なお、申立は、相続の開始前に限られる（民法第1043条第1項）。

共同相続人の一人のした遺留分放棄は、他の相続人に影響を及ぼさない（民法第1043条第2項）。



* 遺産分割の詳細は、<https://ac-souzoku.jp/inheritance/partition-estate/> をご覧下さい。弁護士法人朝日中央綜合法律事務所